



# 山形県公報

平成15年12月24日(水)  
第1503号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)...1415  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...1416  
 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)... 同  
 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )...1417  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )... 同  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....( 同 )...1418  
 土地改良区の定款変更の認可.....( 同 )...1419  
 県営土地改良事業計画の決定.....( 同 )... 同  
 県営土地改良事業計画の変更.....( 同 )... 同  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)... 同  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...1420  
 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....(森林課)... 同  
 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....( 同 )... 同  
 同.....( 同 )...1421  
 河川区域の変更による廃川敷地等.....(河川砂防課)... 同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )...1422  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )...1423  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )...1424  
 同.....( 同 )... 同  
 同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同  
 同.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同

## 告 示

山形県告示第1175号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称      | 所 在 地        | 認 定 期 間                      |
|----------|--------------|------------------------------|
| 天童市立天童病院 | 天童市駅西五丁目2番1号 | 平成16年1月13日から<br>平成19年1月12日まで |

|          |                    |                              |
|----------|--------------------|------------------------------|
| 公立置賜総合病院 | 東置賜郡川西町大字西大塚2000番地 | 平成16年1月19日から<br>平成19年1月18日まで |
|----------|--------------------|------------------------------|

山形県告示第1176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------|------------------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 指定訪問介護事業所ヘルパーステーションよねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 訪 問 介 護       | 平成15.12.9 |

山形県告示第1177号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

| 原 資 の 種 類                     | 融 資 機 関 |                                                 | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 2 項 第 2 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 |                                                 | 漁 業 近 代 化 資 金 助 成 法 （ 昭 和 4 4 年 法 律 第 5 2 号 ） 第 2 条 第 2 項 第 1 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 |                                                     |
|-------------------------------|---------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                               | 借 受 者   | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者 | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者                 | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者 | 借 受 者                                                                                     | 漁 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 以 降 に 掲 げ る 者 |
| 1 農業近代化規程第2条の表（第6号を除く。）に掲げる資金 |         | 年0.2パーセント                                       | 年0.2パーセント                                                       | 年0.2パーセント                                       | 年0.2パーセント                                                                                 | -                                                   |
| 2 農業近代化規程第2条の表第6号に掲げる資金       |         | 年0.2パーセント                                       | 年0.2パーセント                                                       | 年0.2パーセント                                       | 年0.2パーセント                                                                                 | -                                                   |
| 3 漁業近代化規程第2条の表（第2号を除く。）に掲げる資金 |         | -                                               | -                                                               | -                                               | -                                                                                         | 年0.2パーセント                                           |
| 4 漁業近代化規程第2条の表第2号に掲げる資金       |         | -                                               | -                                                               | -                                               | -                                                                                         | 年0.25パーセント                                          |
| 5 知事が特に必要と認める資金               |         | 年1.45パーセント                                      | 年1.45パーセント                                                      | 年1.45パーセント                                      | 年0.6パーセント                                                                                 | 年1.45パーセント                                          |

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年11月21日から適用する。

- 2 平成15年11月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1178号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.75パーセント」を「年2.95パーセント」に改める。

第4条の表中「 」を「年0.2パーセント」に、「年1.25パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成15年11月21日から適用する。
- 平成15年11月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1179号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.15パーセント」を「年1.2パーセント」に、「0.95パーセント」を「年1.0パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年11月21日から適用する。
- 平成15年11月21日前に利子補給の承諾が行なわれた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 石 井 喜 内 | 村山市大字湯野沢1407番地の2 |
| 同        | 井 澤 孝 夫 | 同 稲下279番地        |
| 同        | 笹 原 民 夫 | 同 長善寺1754番地      |
| 同        | 菅 井 賢 明 | 同 湯野沢122番地       |
| 同        | 菅 井 一 郎 | 同 196番地          |
| 同        | 奥 山 惣 司 | 同 大楨512番地        |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 高 谷 尚 市 | 同 | 大久保乙128番地第1号 |
| 同   | 笹 原 茂 規 | 同 | 稲下1185番地の1   |
| 同   | 青 柳 正 博 | 同 | 白鳥1045番地の3   |
| 同   | 軽 部 進 一 | 同 | 大久保甲179番地    |
| 監 事 | 鈴 木 三 郎 | 同 | 白鳥1309番地     |
| 同   | 高 橋 一 利 | 同 | 大楨1355番地     |
| 同   | 鈴 木 幸 和 | 同 | 湯野沢167番地     |

## 山形県告示第1181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 井 澤 孝 夫 | 村山市大字稲下279番地   |
| 同        | 青 柳 正 博 | 同 白鳥1045番地の3   |
| 同        | 斎 藤 雄 一 | 同 1548番地       |
| 同        | 奥 山 惣 司 | 同 大楨512番地      |
| 同        | 高 橋 一 利 | 同 1355番地       |
| 同        | 大 沼 廣   | 同 岩野1121番地     |
| 同        | 菅 井 一 郎 | 同 湯野沢196番地     |
| 同        | 石 井 喜 六 | 同 54番地         |
| 同        | 軽 部 進 一 | 同 大久保甲179番地    |
| 同        | 高 谷 尚 市 | 同 大久保乙128番地第1号 |
| 監 事      | 笹 原 茂 規 | 同 稲下1185番地の1   |
| 同        | 笹 原 孝 義 | 同 長善寺122番地の1   |
| 同        | 鈴 木 幸 和 | 同 湯野沢167番地     |

## 山形県告示第1182号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
大高根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字富並6204番地
- 3 認可年月日  
平成15年12月15日

## 山形県告示第1183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営大郷地区土地改良(水田農業経営確立排水対策特別事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大郷地区土地改良(水田農業経営確立排水対策特別事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年1月13日から  
同 年2月10日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1184号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(紅花の里地区中山間地域総合整備事業)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(紅花の里地区中山間地域総合整備事業)事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年1月9日から  
同 年2月9日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、蔵岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 芦 原 俊 秀 | 最上郡戸沢村大字蔵岡144 |

## 山形県告示第1186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日     |
|-----------|-----|----------|-------------|
| 米沢平野土地改良区 | 下 原 | 基盤整備促進事業 | 平成15年11月21日 |

## 山形県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南陽市竹原字蛇崩2819 - 1、2819 - 2
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1188号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字大網字矢筆（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 保安林解除の理由  
ダム用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1189号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字濁り沢4166 - 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1190号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系升形川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年12月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
新庄市栄町9 - 2地先から（上流端）  
新庄市大字仁間字高田117 - 1地先まで（下流端）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 14,120.27㎡

山形県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|---------------------------|------|------------------------|---------------|
| 山形市西崎17番1から<br>同 平田24番1まで | 旧    | 240.0メートル<br>と<br>30.0 | 1,574<br>メートル |
| 同 上                       | 新    | 391.0メートル<br>と<br>30.0 | 同 上           |

## 山形県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市城南町三丁目5番26から  
同 6番32まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月24日

## 山形県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|--------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字大船木字脇ノ山224番1から<br>同 223番1まで |   | 旧    | 25.5メートル<br>と<br>8.6 | メートル<br>26 |
| 同                                    | 上 | 新    | 29.8メートル<br>と<br>8.6 | 同上         |

## 山形県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|--------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡河北町谷地荒町東二丁目1番1から<br>同 字谷地二56番1まで |   | 旧    | 19.1メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>225 |
| 同                                    | 上 | 新    | 22.3メートル<br>と<br>15.0 | メートル<br>257 |



山形県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地荒町東二丁目1番1から  
同 字谷地二56番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月26日

山形県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字田敷651番から |   | 旧    | 14.0メートル | 422メートル |
| 同 640番1まで           |   |      | 3.8      |         |
| 同                   | 上 | 新    | 52.0メートル | 同上      |
|                     |   |      | 4.6      |         |

山形県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜淵中田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡金山町大字中田字古前坂409番1から |   | 旧    | 36.0メートル | 313メートル |
| 同 399番1まで             |   |      | 14.0     |         |
| 同                     | 上 | 新    | 70.0メートル | 322メートル |
|                       |   |      | 10.5     |         |

## 山形県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田敷651番から  
同 640番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月24日

## 山形県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 釜淵中田線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字中田字古前坂409番1から  
同 399番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月25日

## 山形県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢国有林95林班ち小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月25日

## 山形県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月24日から平成16年1月6日まで縦覧に供する。

平成15年12月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市千石町一丁目6番17から  
同 50番18まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月26日